

## 国際化初期の柔道と現代柔道との比較

野瀬 清喜\*・木村 昌彦\*\*

### I はじめに

嘉納治五郎師範は、明治15年に柔道を研究、指導するために、9名の門下生とともに東京下谷北稲荷町の永昌寺に道場を新設し、講道館と命名した。今日、柔道として世界各国で行われているものは、すべて講道館柔道である。柔道の持つ教育性、競技性、武道性は、時代の推移による新しい指導理念で意味づけられ、技術の構造化がなされ、そして大正から昭和へと年代を重ねる毎に普及、発展し伝統を生かしながら近代化が進められていった。

これらの経緯のなかで、特筆できることは、柔道の急激な近代競技化である。日本の柔道から世界の柔道へという嘉納師範の宿願は、昭和30年代に達成された。国際柔道連盟(IJF)の結成、世界柔道選手権大会の開催、オリンピック大会への参加により、柔道は世界のスポーツとなったのである。

このような現状において現代柔道は、試合審判規定の厳格化、細分化が進められ、勝利至上主義の傾向が、ますます強くなってきている。そして、柔道が有する武道としての特性から離れ、スポーツ化、競技化への道を進んでいるのではないかという声も聞かれ、これからの発展の方向さえも危ぶまれている。

近年、このような柔道の変貌のなかで、柔道の本質論、嘉納師範の柔道観に関する研究が数多く行われてきている。例えば、富木<sup>22)</sup>は、

柔道の本質を究明する研究を行い、柔道とは勝敗に主眼をおくのではなく、勝敗の理を討究することによって、原理を発見し人間形成に寄与するものであると述べている。藤堂<sup>21)</sup>は、嘉納師範の柔道観について研究し、柔道の目的は勝負法、体育法、修身法であり、勝負だけでなく体育でもあり、精神修養でもあると指摘している。また、横山<sup>29)</sup>は、講道館柔道試合審判規定からみた柔道の武道性について研究し、規定には歴史的に一貫して武道性が強く打ち出された条文が見られるが、世界的に発展していく中で競技的な側面が強調されてきており、運動文化財としての柔道の歴史性と固有性をいかに存続させるかが大きな課題であると述べている。さらに、金本<sup>7)</sup>は、精力善用・自他共栄の社会的意味についての研究を行い、柔道の真の目的は、エートスによって人間社会の平和と繁栄を目指すことであると述べている。このように、柔道の本質や嘉納師範の柔道観に関する研究は数多く行われており、柔道が国際化していくとともに、嘉納師範が目指した柔道から離れ、その本質も変容しつつあると指摘している。しかしながら、国際化以前の柔道と現在の柔道を比較した論文は、ほとんど見られなかった。そこで、本研究では、柔道が国際競技として発展し始めた昭和30年代の柔道に注目し、当時の時代背景や審判規定を考察し、現代柔道との比較を行うことにより、柔道競技の本質を解明しようとするものである。

### II 方 法

昭和30年代の全日本柔道選手権大会、東京オ

\* 埼玉大学教育学部保健体育学科

\*\* 横浜国立大学教育学部

オリンピック柔道競技，世界柔道選手権大会における試合審判規定，審判心得，観戦記，大会の予想，当時の映像資料を調査分析し，試合内容・試合態度，審判方法，身体的特徴の各項目から現代柔道との比較を行った。また，嘉納師範の柔道論，講道館柔道試合審判規定と国際柔道連盟試合審判規定の違いを明らかにし考察を加えた。対象とした資料は，表1の通りである。

固め技，当て身技により成り立っていた。当初の柔道では，修行はほとんど「形」のみであったものを，「精力善用・自他共栄」を目的として乱取りを取り入れた。乱取りでは，危険であるという理由から当て身技と肘関節以外の関節技は除かれ，これらは「形」の中で修行するものとされた。嘉納師範は，乱取りが盛んになっていく経緯を「形はあらかじめ順序が決まっているから，身体的にも精神的にも臨機応変の働きを為さしむるように練習することができぬ。また身体の鍛練においても，運動の種類が決まっているから，所有種類筋を働かせる機会がない。それゆえに，形ばかりの修行では本当に強い人は出来難い。」<sup>8)</sup>と述べている。さらに，

### Ⅲ 結果と考察

#### 1. 嘉納師範の柔道観と現代柔道

##### 1) 乱取りと姿勢について

嘉納師範が創始した講道館柔道は，投げ技，

表1 参考資料名

考察項目	参考文献名
『嘉納師範の柔道論』	① 嘉納治五郎著作集 第二巻 嘉納治五郎 著 ② 嘉納治五郎の柔道観 (その1) 藤堂 良明 編 ③ 嘉納治五郎「私の生涯と柔道」 大滝 忠夫 編
『審判規定』	① 「柔道」 Vol. 26~36 講道館 ② 柔道試合審判規定～講道館・警察規定の変遷史～ 村山 輝志 著 ③ 柔道必携 審判の巻 工藤 一三 著 ④ 講道館柔道試合審判規定 講道館，全柔連 ⑤ 国際柔道連盟試合審判規定 国際柔道連盟
『審判方法』	① 嘉納治五郎著作集 第二巻 嘉納治五郎 著 ② 「柔道」 Vol. 26~36 講道館 ③ 柔道試合審判規定～講道館・警察規定の変遷史～ 村山 輝志 著 ④ 柔道必携 審判の巻 工藤 一三 著 ⑤ 講道館柔道試合審判規定 講道館，全柔連 ⑥ 国際柔道連盟試合審判規定 国際柔道連盟
『身体的特徴』	① 「柔道」 Vol. 26~36 講道館 ② 柔道論考 大滝 忠夫
『試合内容・試合態度』	① 嘉納治五郎著作集 第二巻 嘉納治五郎 著 ② 「柔道」 Vol. 26~36 講道館 ③ 嘉納治五郎「私の生涯と柔道」 大滝 忠夫 編 ④ これが講道館柔道だ 杉崎 寛 著 ⑤ 柔道必携 審判の巻 工藤 一三 著 ⑥ 柔道試合審判規定～講道館・警察規定の変遷史～ 村山 輝志 著
『資料映像名』	① 昭和39年 全日本選手権大会 (決勝) ② 昭和43年 全日本選手権大会 (決勝) ③ 第6回 (1969) 世界柔道選手権大会 ④ 東京オリンピック技術映画 (1964 NHK制作) ⑤ 東京オリンピック柔道競技

講道館における乱取りでは、「双方とも当身技その他相手に怪我をさせるような技を施してはならぬことはもちろんであるが、さらばといって、双方とも当身を当てられるような姿勢なり態度があってはならぬ。」<sup>9)</sup>との指導も行っている。このように、柔道の乱取りは、当て身技を施された場合でも、かわす、捌くなどの対処が素早くできる自然体で行うことが基本とされていた。しかし、柔道の急速な普及と、それに伴う指導者の不足から、このような指導も薄れ、ただ投げられないことを目的とした不自然な姿勢の乱取りが多くなっていった。乱取りを自然体で行うことは、現在でも理想の姿とされているが、当て身技に対する防御という意識は全く見られなくなった。このことは、指導者や修行者が、嘉納師範の自然体の理を十分に理解せず、ただ試合で負けないための乱取りを行っているためであると考えられる。

## 2) 乱取りと形について

嘉納師範が修行した柔術は、柔術のなかでも乱取りに重きを置く流派であったが、今日のようにすぐ乱取りを始めるというものではなかった。最初は形の稽古をし、後に乱取りの練習を行うのが常であった。しかし、師範が講道館を開いたときの教授法は、自分の習ったときとは違い、乱取りから始めるものであった。教授法の経緯について師範は、「その乱取りの教えは今のように必要なる説明も加えず、ただ投げたり投げられたりするのではなく、こうすればこうなる、ああすればああなると形を教えながら乱取を教えたのである。あたかも文章を教える場合に、文法の講釈しながらそれを教えるのと同様の方法を用いたのである。」<sup>10)</sup>と述べている。しかしながら、修行者の急増とそれに伴う指導者の不足により、このような指導が困難になった。そこで嘉納師範は、「柔道の修行者には形の修行を怠ってはならぬという注意を与える必要を認めた。」<sup>11)</sup>と述懐しているが、師範のこの考え方は現代にほとんど残されていない。その理由は、全ての形を会得した指導者がほとんどいないこと、会得していたとしても、実際の練習場面に生かすような指導が行われていな

いことがあげられる。

3) 乱取りの目的と効果的な行い方について  
嘉納師範は、乱取りによって得られる利益とその目的について次のように述べている。「乱取の練習によって得られるもっとも大きな利益は、肉体上にも精神上にも臨機応変の力を養う、ということである。」<sup>12)</sup>「乱取りを体育という方面から考えると、右利きのもは右のみ、左ききのもは左のみというふうに、偏した身体の使い方を戒めなければならぬのみならず、また積極的に身体の各部をなるべく普遍的に働かすよう技の選択にも注意しなければならぬ。」<sup>12)</sup>さらに師範は、乱取りの目的を達するための効果的な行い方として、次のように列記している。①基本の姿勢は自然体でなければならぬ。②投げ勝負に重きをおくべきである。③乱取は体育であると同時に勝負の方法の練習であることを忘れてはならぬ<sup>13)</sup>。また、柔道着の握り方についても、次のように述べている。「稽古着は強く握るのではなく、指で軽く掴むのである。稽古着を軽く持っていては、強い相手を引きつけたり、ゆすったりすることが出来ないという考えは、おおいに誤った考えである。相手を引いたりゆすったりするに大なる力を要すると思うのは、相手の力に反抗して行動する場合においての話であるから、相手を誘い出し、出てきた力をさらに引き出すとか、退こうとする力をさらに退かせようとするには決して大なる力のいるものではない。ここの呼吸がよく分からぬと本当の技は掛かるものではない。」<sup>14)</sup>以上の嘉納師範の考え方と現代柔道を比較してみると、現在の柔道は、姿勢が悪く、左右いずれかの技しか用いない、相手の後ろ襟を持ち力をいれて引きつけるなど、師範がタブーとしていたことが多く行われている。

## 2. 柔道試合審判規定からの比較

昭和30年代に使用されていた試合審判規定では、試合態度に関する規定の比重が非常に大きく、現在使用されている規定とは、全く異なる性格の条項が数々含まれていた。そのような条項をあげると以下の通りである。

1) 「技ありをとっても、その試合が見苦しい試合をしたときは、必ずしも優勢勝ちとはならない」について。

現行の審判規定では、技の効果と反則の程度が等式化されており、このような裁定はありえない。しかし、当時は、技ありを取った選手が守勢に回り、引き分けとなったケースは幾度も見られたようである。この条項から、当時の試合は、ポイントの有無にとらわれず、最後まで正々堂々とした態度で一本勝を目指すことが重要な課題であったと言える。

2) 「第三種禁止事項(袖口を絞る、片襟を持ち続ける、場外に出る等)については、二回注意を受けたら「技ありに近い技」と同等、四回で反則負けとなる」について。

現行の規定では、故意に2回場外に出れば反

則負けとなり、現在に比べるとかなり緩やかな基準となっている。これは、当時の試合が、反則の有無よりも技の効果、試合態度を重視していたためである。また、選手にも反則によって勝敗を決定するのではなく、試合場中央で戦うという姿勢が見られたためであろう。

3) 禁止事項の細分化が見られないこと。

審判規定の中の禁止事項の項目を示したものが、表2である。

大正時代5項目、昭和20年代20項目、昭和30年代23項目、平成元年では31項目と柔道の普及、大会数の増加にともない禁止事項は増えてきている。審判規定が細分化され、禁止事項の増加が進むと、試合者への働きかけが同一化し、試合の中断が多くなるので決して望ましいことではない。また、現在行われている30秒間攻撃動

表2 禁止事項の変遷(その1)

大正14年8月 (5項目)	昭和26年3月 (20項目)
(1) 頸関節および脊柱に故障を及ぼす技はこれを用ふることを許さず。	(1) 絞め技の中で胴絞め及び頸又は頭を直接脚に挟んで絞めること。
(2) 絞め技中胴絞め並びに肘関節以外の関節技はこれを用ふることを許さず。	(2) 肘関節以外の関節技をとること。
(3) 体を地に着け居る相手を引き上げ又は釣り上げた場合、急にこれを突き当てまたは落とすことを許さず。	(3) 初めから寝技に引き込むこと。
(4) 一方が立ち又は跪き居て仰むき居る相手を釣り上げ得る姿勢にある場合下に居る者は脚にて頭を挟み又は頭と脇下を袈裟に挟み肘関節を掛くことを許さず。	(4) 寝技に移るために立ったままの姿勢から相手の足をとること。
(5) 上衣の袖口及び下ばきの裾口に指を入れて握ることを許さず。	(5) 背を畳につけている相手を引き上げたとき、これを突き落とすこと。
	(6) 一方が立ち又は跪き居て仰むき居る相手を引き上げられる姿勢の時、下に居る者が脚で相手の頸と脇下を袈裟に挟んで頭を絞めたり又は関節技を施すこと。
	(7) 試合者の一方が後ろからからみついた時これを利用して故意に同体となって後方に倒れること。
	(8) 相手の袖口や裾口に指を入れて握ること。
	(9) 帯の端や上衣の裾で相手を巻きつけて技を施すこと。
	(10) 固め技のとき相手の帯や襟に足をかけること、また相手の指を逆さして引き離すこと。
	(11) その他相手の体に危険を及ぼすようなこと。
	(12) 立ったままで試合者が互いに両手の指を組み合わせ姿勢を続けること。
	(13) 負けまいとして見苦しい姿勢をとること。
	(14) 相手の顔面に直接手や足をかけること。
	(15) 頸の関節及び脊柱に故障を及ぼすような動作をとること。
	(16) 故意に場外へ出ることや意味なく相手を場外へ押し出すこと。
	(17) 相手の片襟や片袖をとったままの姿勢又は帯を握って突っ張る姿勢を続けること。
	(18) 審判員の許可を得ず勝手に帯を締め直すこと。
	(19) 試合中に無意味な発声や相手の人格を無視するような言動をなすこと。
	(20) その他、柔道の精神に反すること。

表2 禁止事項の数の変遷 (その2)

昭和31年5月 (23項目)	平成元年5月 (31項目)
<p>(1) 払い腰などを掛けられたとき相手の支えている足を内側から払うこと。</p> <p>(2) 河津掛けで投げること。</p> <p>(3) 絞め技の中で胴絞め及び頸又は頭を直接脚で挟んで絞めること。</p> <p>(4) 肘関節以外の関節をとること。</p> <p>(5) 頸の関節及び脊柱に故障を及ぼすような動作をとること。</p> <p>(6) 背を畳につけている相手を引き上げたときこれを突き落とすこと。</p> <p>(7) 試合者の一方が後ろからからみついた時、これを制しながら故意に同体となって倒れること。</p> <p>(8) 柔道衣を持った相手の手を膝や足で蹴り離すこと。</p> <p>(9) 故意に相手と取り組まず勝負を決しようとしなないこと。</p> <p>(10) 故意に場外に出ることや意味なく相手を場外に押し出すこと。</p> <p>(11) 負けまいとして見苦しい姿勢をとること。</p> <p>(12) 相手の同側の襟や袖をとったままの姿勢や帯を握ったままの姿勢を長く続けること。</p> <p>(13) 相手の袖口や裾口指を入れて握ること。</p> <p>(14) 立ったままで試合者が互いに両手の指を組み合わす姿勢を続けること。</p> <p>(15) 審判員の許可を得ないで、勝手に帯等を締め直すこと。</p> <p>(16) 初めから寝技に引き込む。</p> <p>(17) 寝技に移るために立ったままの姿勢から相手の足をとること。</p> <p>(18) 帯の端や上衣の裾を、相手に巻きつけて技を施すこと。</p> <p>(19) 柔道衣をくわえたり、相手の顔面に直接手や足をかけること。</p> <p>(20) 固め技のとき相手の帯や襟に足をかけること、また相手の指を逆にして引き離すこと。</p> <p>(21) 下から両脚で相手の頸と脇下を袈裟に挟んで頸を絞めたり関節技を施した場合、相手が立ち又はひざまずいて引き上げられる姿勢になったとき、両脚の挟みを解かぬこと。</p> <p>(22) 試合中に無意味な発声や相手の人格を無視するような言動をすること。</p> <p>(23) その他、相手の体に危害を及ぼしたり、柔道精神に反するようなこと。</p>	<p>(1) 積極的戦意に欠け、攻撃しないこと。</p> <p>(2) 故意に相手と取り組まず、勝負を決しようとしなないこと。</p> <p>(3) 立ち勝負のとき、見苦しい姿勢をとること。(6秒以上)</p> <p>(4) 立ち勝負のとき相手の同じ側の襟や袖を握ったままの姿勢又は帯や裾等を握ったままの姿勢を続けること。(6秒以上)</p> <p>(5) 相手の袖口や裾口に指を入れて握ること。および立ち勝負のとき相手の袖口を直接ねじって握ること、又は絞って握ること。</p> <p>(6) 立ったままで試合者が互いの手の指を組み合わす姿勢を続けること。(6秒以上)</p> <p>(7) 服装を乱すこと及び審判の許可を得ないで勝手に帯等を締め直すこと。</p> <p>(8) 防御又は寝技に移るために立ち姿勢又は寝姿勢から、立ち姿勢の相手の足(脚)を手でとること。但し、巧みに相手を倒す場合を除く。</p> <p>(9) 帯の端や上衣の裾を相手の腕に巻きつけること。</p> <p>(10) 柔道衣をくわえたり、相手の顔面に直接手(腕)や足(脚)をかけること。又は相手の髪をつかむこと。</p> <p>(11) 下から両脚で相手の頸と脇下を袈裟に挟んで頸を絞めたり関節を施した場合、相手が立ち又はひざまずいて引き上げられる姿勢になったとき、両足の挟みを解かぬこと。</p> <p>(12) 無意味な発声をする事。</p> <p>(13) 絞め技の中で頸部以外を絞ること。頸部であっても帯又は上衣の裾を利用して絞め、拳又は指で直接絞め、もしくは直接両脚で挟んで絞めること。</p> <p>(14) 固め技のとき相手の帯や襟に足(脚)をかけること。</p> <p>(15) 相手の指を逆にして引き離すこと。</p> <p>(16) 寝技に引き込むこと。</p> <p>(17) 相手の握りを切るために、相手の手又は腕を、膝や足(脚)で蹴り離すこと。</p> <p>(18) 立ち勝負のとき場外に出ること。但し、相手の技又は動作により出る場合を除く。</p> <p>(19) 故意に場外に出ることや相手を出すこと。</p> <p>(20) 払い腰等を掛けられたとき、相手の支えている脚を内側から刈り又は払うこと。</p> <p>(21) 河津掛けで投げること。</p> <p>(22) 関節技の中で肘関節以外の関節をとること。</p> <p>(23) 頸の関節及び脊柱に故障を及ぼすような動作をとること。</p> <p>(24) 背を畳につけている相手を引き上げ又は抱え上げたときこれを、突き落とすこと。</p> <p>(25) 試合者の一方が後ろからからみついたとき、これを制しながら、故意に同体となって後方に倒れること。</p> <p>(26) 立ち姿勢から一挙に体を捨てて脇固めを施すこと。</p> <p>(27) 場外で技を施すこと。</p> <p>(28) 審判員の制止に従わないこと。</p> <p>(29) 相手の人格を無視するような言動をすること。</p> <p>(30) 相手の体に危害を及ぼしたり、柔道精神に反するようなこと。</p> <p>(31) 内股、跳腰、払い腰等の技を掛けながら身体を前方に低く曲げ、頭から畳に突っ込むこと。</p>

作を取らない場合の反則などは、柔道の醍醐味である、相手の動きを利用して技を施す攻防の機会を減少させている。

### 3. 審判方法からの比較

昭和30年代における審判の行い方には、現在と大きな違いが見られる。当時の審判の第一人者であった工藤は、審判の立場から見た理想的な柔道試合の条件として、①勝負がはっきりつくこと、②試合は公正に行われなければならないこと、③試合はスピーディーに行われなければならないこと、④試合は面白くなければならないことの4項目を上げている<sup>15)</sup>。さらに、工藤は「私は審判員は試合を或る程度まで指導していくべきだと考えている。したがって私は試合者とともに動きながら、チョイチョイと指導している。たとえば、審判規定の禁止事項、稽古着の袖口に指を入れているとそれはいけないと小声で注意する。(中略)道場の端のほうにはばかり行きたがる、こんな時には場外へ出ないようにと繰り返して警告を与える。又、場外へ出るような態勢になると試合場の真真中で試合するといったやる。このように、試合者が反則をしたり、禁止事項を犯したりしないよう、試合者に先んじて注意を与えて指導していくことは、試合がスピーディー、且つ公正に進行していくのに欠くことができないことである。審判は一本とか技あり等と試合の結果を判定さえすればそれで良いというものではない。ここまで行かなくてはいけないと考える。このようにすれば、どんな試合でも、相当高段者の試合でも誰が見てもスピーディーで、公正に、且つ面白い立派な試合が行われることは、うけあいである。」<sup>16)</sup>と述べている。このように、審判が試合者と共に、理想の試合を実現しようという姿勢は、国際化の波によってなくなっていった。その理由は、日本的武道精神が諸外国に理解されなかったこと、言語の違いによる障害、大会数の増加による審判員の質の低下などが上げられる。

#### 2) 審判規定の取扱い事項について

昭和30年代の審判規定取扱い事項にも、現在の審判規定と全く異なる性格のものがいくつか

見られる。以下に、それを列記してみた。

① 一方が技ありをとり、他方が技ありに近い技を二、三本とった場合は相殺してよい

② 技をかけてはいるが、少しも効いていない場合は、優勢とするわけにはいかない

③ 動作に関する反則の場合は、その都度小声で簡明に注意を与え、試合がきれいにスピーディーに行われるように指導する

④ 反則の数がだいたい同じぐらいのときは相殺される。一、二度の回数の違いは、無理に問題にするに及ばない

これらの4項目は現行の審判規定では、以下のように取り扱われる。

① 技ありに近い技である有効は、何本とっても技ありに及ばない

② 積極的に攻撃していれば、技の効果はなくても優勢勝ちとなる

③ 規定に定められた宣告以外は、なるべく行わず、反則があったときには厳格にペナルティーをあたえる

④ 反則は、技の効果と同等に扱い、累積される

このように、大きな観点の相違が見られるが、この4項目はすべて柔道の本質と深く関わる事項であり、昭和30年代と現在では、試合の理念さえも違ってきている。これらの取扱い事項の変化は、まさに国際化による合理精神の影響が、柔道をスポーツに変えさせていったものである。

### 4. 全日本柔道選手の身体的特徴からの比較

#### 1) 身長、体重の平均値と最大値・最小値の比較

昭和31年から平成元年度までの各年度の全日本柔道選手権大会出場者の身長、体重の平均値、最大値、最小値を表3に表し、それらの平均値の年度推移を、図1および図2に示した。身長は、最大190 cm前後、最小170 cm余りと各年代における大きな差は見られなかった。身長の平均値の推移を見ると、グラフからも分かるように、昭和31年は173 cmであったものが、平成元年には181 cmとはほぼ順調に増加している。体重は、昭和30年代は最大値が110 kgから120

表3 各年代における身長・体重の推移

年度	身長 (cm)			体重 (kg)		
	平均値	最大値	最小値	平均値	最大値	最小値
31	173	195	162	87	108	71
32	173	191	162	85	98	73
33	175	194	164	86	105	68
34	174	192	164	86	128	69
35	175	192	164	88	124	68
36	175.7	192	164	87.5	120	68
37	176.9	196	164	87.6	120	68
38	176.4	194	162	88.4	110	67
39	174.8	194	165	87.5	116	65
40	177.6	194	164	89.8	108	75
41	175.5	194	165	88.7	110	70
42	176.7	186	165	90.9	110	70
43	176.1	190	165	89.3	108	70
44	176.4	193	160	93.2	170	70
45	176.5	189	169	90.8	110	73
46	177.6	193	163	93.9	115	74
47	177.4	190	164	98.2	120	76
48	177.4	189	165	95.8	118	76
49	177.1	189	165	95.2	135	77
50	177.1	190	162	96.2	123	63
51	177.6	190	165	99.7	145	78
52	177.4	189	164	100	148	78
53	178.4	193	162	97.7	145	64
54	178.3	190	167	102.6	150	78
55	178.8	190	169	103.5	150	78
56	178.2	185	169	104.4	155	76
57	178.8	192	168	102.8	150	71
58	179.1	192	170	102.7	150	71
59	179.5	192	171	102.6	160	71
60	180.2	192	171	109.9	165	78
61	180.1	192	168	109.3	162	71
62	178.5	190	170	106.3	148	78
63	180	193	171	110	148	80
1	181	193	170	113	150	74

kgであったのに対し、現代では150kgから160kgと非常に大型化している。最小値は、70kgから80kgと各年代に大きな差は見られなかった。体重の平均値の推移を見ると、昭和31年は87kgあったものが、平成元年には113kgと大きな増加が見られた。最近の学校保健統計調査(文部省)<sup>30)</sup>によると、17歳男子では昭和40年以後からの10年間で、身長では3cmと急激な増大が見られ、50年代においても変わらぬ

伸びを示している。しかし、体重では4kgの増加となっており、柔道選手に見られるような急激な増加は見られなかった。

以上の結果からも分かるように、全日本に出場した柔道選手の身長、体重は、昭和50年代以後、大きく伸びている。特に、体重においては、一般男子の伸びを大きく上回っていることから、柔道選手の大型重量化傾向が分かる。しかし、昭和30、40年代にも大型選手は存在したはずで

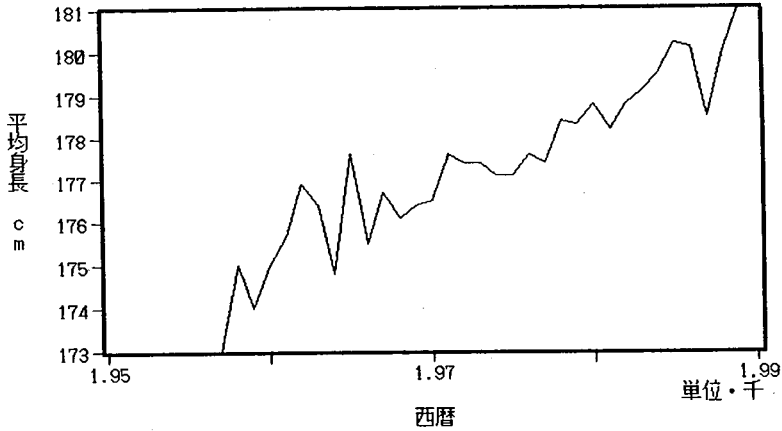


図1 各年度における平均身長推移

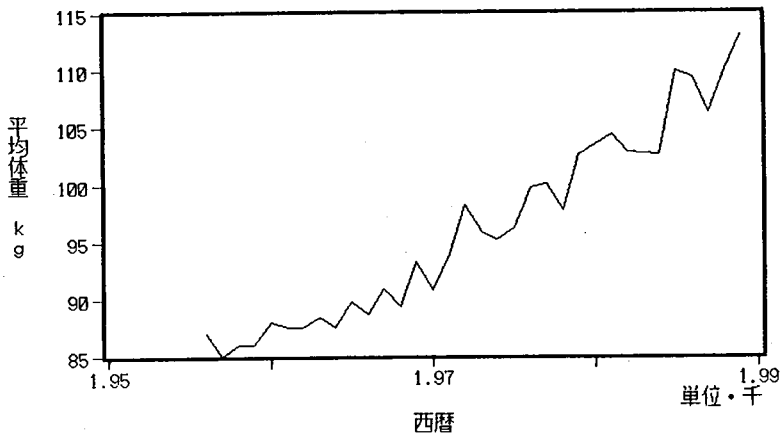


図2 各年度における平均体重推移

あり、当時のルールが、必ずしも体重の重い者に有利ではなかったと言えるであろう。

2) 大型重量選手に対する評価について

現在の全日本選手権のように、大型重量級選手が多い大会とは違い、昭和30年代の大会においては、120 kgを越える大型選手は少なかった。また、出場した大型重量選手に対しての評価も低かった。その理由を上げると、第1は、試合時間の長さである。当時の試合時間は、10分から20分と非常に長く、勝負が決まらない場合は、明らかなポイントがあげられるまで5分間の延長戦をくり返す場合が多かった。そこで、比較的持久力に欠ける重量選手は、試合後半になると動きが緩慢になり、敗れざるケースが多かつ

たと思われる。第2は、力で相手を制圧する柔道は邪道とされたことである。強引な巻き込み技や、無理に相手を引きつけて技を施すことは、高い評価を受けなかった。軽快な体さばきで左右の技を施すことこそ柔道の真髄と考えられ、腰が回らず動きの悪い重量選手には、厳しい目が向けられた。このようなことから、当時の柔道選手は、大会を迎えるに当たって、十分に持久力を養い、体重を減量する努力をしていたものと考えられる。

しかし、現在では、テレビ放映などの関係から試合時間も短縮され、延長戦もなくなり、苛酷な試合を積み重ねていくことのできる持久力の養成も必要なくなった。また、試合内容より



も勝敗が重視され、勝利を得るために強引な技をかけることも容認されるようになった。このようなことから現代柔道では、大型重量選手が有利に試合を展開するようになったと考えられる。

## 5. 試合内容・試合態度に関する比較

### 1) 柔道試合の意義について

昭和30年代における柔道試合の意義については、以下のような記述が残されていた。「単なる目前の勝負だけが、その目的ではない。もちろん、勝負を争う以上は勝つことを目標とするのは当然であるが、道にしたがって堂々と勝ちを制することであって、あくまでも公正でなければならない。」<sup>17)</sup> このように、当時においては、試合をあくまでも修行の一つとしてとらえており、勝敗のみにこだわらず正々堂々とした試合を行うという意識が強かった。

しかし、現在では、勝者に対する評価のみが高くなったことから、競技者のみでなく指導者にも勝利至上主義の傾向が見られる。このような傾向について佐藤は、「時代は違っても柔道の試合等は本質的に何等変わるものではないはずである。しかし最近の判定基準の細分化による影響もあって、いわゆるポイントかせぎの試合形態となっていることも事実である。もっとオーソドックスな修行こそ今後の課題である。現在の修行者、指導者はもう一度柔道の真価と本質を見直し、体力、腕力に頼る柔道でなく、心技体一致の正しい柔道の普及と発展こそ当面の目標である。」<sup>19)</sup>と提言している。

### 2) 姿勢、態度に対する評価について

昭和30年代の柔道試合は、細かい駆け引きを行わず、試合場の中央で堂々とした姿勢、態度で行うことが理想であった。このような試合を展開すれば、例え敗者となっても高い評価を受けた。「試合場の真ん中で全力を尽くして試合をしてこそ、真実の修行者というべきで、このような試合をした上は、たとえ敗れてもまた、なんら悔いも残さないのみでなく、立派に負けたものと言えよう。立派に負けることができて、はじめて立派に勝つこともできるといわれるの

である。」<sup>18)</sup>このような記述が残されているように、当時は、柔道に武道精神が強く受け継がれていた。しかし、現在の試合は、相手に十分に組ませず、自分の形になったときのみ技をかける、引き手を持たず攻撃する、腰をひいて防御姿勢をとるなど、勝利を得ることを目的とした戦法のみが多く見受けられる。

### 3) 場内外の段差について

昭和30年代の試合場は、「試合場は、原則として、場内を五間(9.09メートル)四方とし、これに畳50枚を敷き、場外を五寸(0.15メートル)低くしてこれに危険を防ぐため巾約一間以上にマットまたは畳を敷きつめ、これを適宜の高さの台上に施設する。(規定第一条)」と規定されており、試合場の内外は、15cm(畳3枚を重ねた位の高さ)の段差で区切られていた。この高さについては、「場内外の区別を判然とさせるためのものであるが、また、試合者に視覚・触覚による場内外の区別を明らかにし、高さによって敢闘意欲を奮い起こさせる。更に場内外付近における審判員の判定に確かな目度を与え、観る者にも便となること等から定められたものであろう。」<sup>20)</sup>という記述が残されている。さらに、当時の審判規定の第14条には、「投技の効果があつた場合、技を施したものがその瞬間場内にあつて他の一方の体が半身以上場内に残つたときはその技を有効とする。」の規定があり、その取扱い事項として、「場内から場外へ投げた技はいかに見事に掛かっても無効であり、原則として判定の材料にもならない。」と定めている。これらのことから当時は、試合場内外は、断崖絶壁でその外側へ出ることは死を意味するといった発想が伺える。現行の規定で、場内から場外へ投げ出す技は、有効とされ一本となることも多い。また場内外の段差もなく安全であるため、常に場外線を背負って戦う選手も見受けられる。この状況を山本は、「いまや審判が選手に牛耳られているようなものであり、選手は思うがままに場外線を利用して休憩している。試合が始まると、手の取り合いをしながら場外近くまで行く。技を一度かけたら場外である。中には偽装場外と言ったも

のがある。審判は待て、始めの繰り返しである。<sup>28)</sup>と厳しく指摘している。

#### 4) 柔道試合者の心得について

昭和30年代においては、柔道試合者の心得についても成文化された記述が残されている。以下に、それを列記してみる。

① 心の平静を保て。心の動揺を感じずような場合は、正座して深く静かに呼吸をし、あせらずおもむろに時を待つようにするがよい。

② 方針を立て、攻勢に出よ。試合前にあらかじめ対策を練ることは必要であり、また有効なことである。

③ 全力を尽くすこと。常に正しく勝とうとして全力をそそぐときは、ひきょうな振るまいや、へつらうような態度はできないわけである。

④ 明朗にして礼儀正しく。明朗な態度で礼儀正しく規定を守るのは、殺ばつに見える勝負に格別なおくゆかしさを与えるものである。

⑤ 摂生を守れ。単に試合前といわず、平素より体の鍛練に務めることが大切である。このような平素細心の注意があつてこそ、はじめて試合は真に意義をもつものである<sup>18)</sup>。

このような形で試合のマナーや、試合の行い方を試合者に知らしめることは、現在では、あまり行われていない。そのため、試合場での最低限度のマナーは守れるが、試合場を出てからの節度ある態度が十分ではなくなっている。

#### 5) 試合における組み方について

昭和30年代では、技の効果と試合態度から勝敗を判定していたため、正しい姿勢で組み合つて試合を行うのが常であった。したがって、相手の組み手はあまり気にせず、自分が最も力を発揮できる組み方で、機をうかがつて攻めるといったパターンが多かった。また、当時の選手は、左右の技を掛けることができたため防御も体さばきが中心であった。しかし、現在では、組み手で相手の技を封じながら、効果のある技を施そうとするため、組み方に対する研究も進み、相手の袖口を絞って持ち釣手の動きを制限したり、後ろ襟を持ち相手を前屈させるようにして自分に有利な体勢を作るなど、さまざまな組み手が行われている。これらのことから、現在の

試合では、両試合者が組み合っている時間が非常に短くなり、技も決まりにくくなっている。

#### 6) 試合運びについて

現行の試合審判規定第35条には、禁止事項として「積極的戦意に欠け、攻撃しないこと（試合者の一方、または双方が、一般に約30秒間、攻撃動作を全く取らない場合を指す）」の規定があり、これをくり返すと「指導」「注意」と順をおつて大きなペナルティーポイントとなつていく。この規定により、現在の試合者は、相手の動きや状態に関係なく、30秒間に一度は攻撃を行わなければならない。しかし、昭和30年代は、このような規定はなく、東京オリンピック等の映像資料を見ても、組み合つてから30秒の間に技が施されていることはまれであった。試合の観戦記においても、「お互いに見るべき技なく5分が経過」「互い慎重なまま、大きな動きなく延長戦へ」などの記述が多く見られるように、当時は、お互いの動きをうかがいながら、勝機をねらつて攻撃に出るといった試合運びが主流であった。

#### 7) 立ち際の技について

現在の審判規定の32条で、次のような場合は、待てと宣告し試合を停止することになっている。「寝技のとき、試合者の一方が他方に背後からからみつかれ、立ち姿勢に移ったとき（6項）」「試合者の一方が立ち姿勢を取り、あるいは寝姿勢から立ち姿勢に移り、畳に背をついている相手を引き上げたとき（7項）」

昭和30年代においては、このような規定は見られず、寝技から立ち上がろうとする瞬間は、投げ技の大きなチャンスとされていた。映像資料の中にも、寝技から立ち上がる瞬間をねらつた技が、数多く見られた。このような、臨機応変の技が、柔道試合をますます興味深くしていたものと思われる。

#### 8) 猪熊功選手について

昭和34年（1959）の全日本柔道選手権大会に初出場した猪熊功選手は、史上最年少で大学生としては初めての選手権者に輝いた。猪熊選手の戦法は、それまでのじっくり構えて勝機を待つというものではなく、相手より先に組み、技

を施すという先制攻撃型の柔道であった。猪熊選手は、自己の身体が決して大きくないなどの理由から、相手には十分組ませず、自己は常に有利な組み手で試合を展開するという方法をとった。また、柔道の練習にウェイトトレーニングを導入し、大きな相手にも組み負けすることなく、終始堂々と前に出て戦ったのである。猪熊選手は相手を担いで投げることを得意としており、なかでも一本背負い投げは有名であった。阿部<sup>1)</sup>の研究によると、「襟一本背負い投げ」は襟や脇を引き手とするため、他の背負い投げよりも相手を崩しやすく、体の密着度も高いため、背負い投げのなかでも最も有効かつ理想的な姿であると指摘している。猪熊選手の柔道は、現代柔道に非常に近い形であり、猪熊選手の活躍が少なからず、当時の柔道に影響を与えていったものと考えられる。

#### IV 要 約

柔道の国際化にともない、現代柔道がその本質から離れスポーツ化、競技化の道を歩んでいるという声が高くなっている。

そこで本研究は、柔道の国際大会が開催された昭和30年代と現代柔道との比較を行い、柔道がその本質を取り戻し、発展していくための手がかりを得ようとするものである。

本研究で得られた結果は、以下のように要約できる。

1. 嘉納師範は、当て身技等の危険な技を排除し、投げ技と固め技による乱取りを創始したが、当て身技にも対応できる自然体での乱取りを奨励した。しかし、現在では、当て身技に対する防御の意識がなくなり、ただ投げられまいとする不自然な姿勢での乱取りが多くなった。

2. 嘉納師範は、乱取りの目的を「身体及び精神上に臨機応変の力を養うために身体の徹底的的鍛練を行い、人間の実生活に資する」と定め、効果的な乱取りの行い方として「自然体で行う」「投げ勝負に重きをおく」などをあげている。しかし、現在においては、柔道着を強く握る、不自然な姿勢で構える、片側の技しかか

けない、など師範がタブーとしていたことが多く行われている。

3. 昭和30年代の審判規定には、理想的な柔道試合を展開させるために多くの教育的配慮がなされており、審判員も理想の試合を実現する責務を負っていた。現在の審判規定でも、武道的な教育性は残されているが、試合態度に関する項目の削除、禁止事項の増加など罰則主義の傾向が見られる。

4. 昭和30年代の審判方法は、反則を犯した場合は小声で注意を与える、技のポイント数、反則の回数は無理に問題にせず、試合態度など総合して優劣を決する方法が取られていた。現在の試合では、審判員は規定の宣告しか行わず、技の効果も細分化して掲示され、反則も等式化されているため、このような審判方法は見られなくなった。

5. 柔道の国際化が、審判規定にも大きな影響を与え、西欧的な合理精神が大きく採り入れられたため、判定のうえで不合理な教育的配慮は切り捨てられた。このことにより、柔道の競技化、スポーツ化はさらに拍車がかけられていった。

6. 昭和31年から平成元年までの全日本選手権出場者の身長・体重の平均値を年度推移で見ると、特に、体重において急激な増大が見られ、30年代は、80 kg 台であったものが50年以後は、100 kg 台となり63年には110 kg を越えている。これは、現代の柔道選手の肥満化を表しているが、柔道の試合時間の短縮、延長戦の廃止、ポイント制柔道が大型選手に有利であったともいえる。

7. 昭和30年代には、嘉納師範から直接教えを受けた指導者も多く現存し、柔道を正しく理解する指導者も多かった。そのため、試合場、規定、組み方、試合の運び方など多方面からの配慮と指導がなされ理想に近い試合が行われるような環境が作り上げられていた。しかし、現在では、試合場の段差、試合者に対する教育的な指導、規定の中の武道的な項目もなくなり、競技スポーツとしての要素が強くなった。

8. 昭和34年全日本柔道選手権大会に登場し

た猪熊功選手が、現代柔道への大きな転機となった。猪熊選手は、先制攻撃型の柔道を行い、大きな成果をあげた。一本背負い投げを駆使したその戦法やウェイトトレーニングの導入は、現代柔道の常識となっている。試合審判規定が厳格化、細分化していくなかで、旺盛な闘志と強靱な体力で攻撃に徹する猪熊選手の柔道は、時流に最も合致していたため、より普及し現代柔道の主流になったものと考えられる。

#### 参 考 文 献

- 1) 阿部徳之, 「柔道試合における背負い投げの攻撃に関する研究」, 埼玉大学教育学部, 1989, p. 53.
- 2) 伊藤四男, 柔道教書, 新泉社, 1956.
- 3) 大滝忠夫他, 論説柔道, 不昧堂, 1984.
- 4) 大滝忠夫, 嘉納治五郎, 私の生涯と柔道, 新人物往来社, 1972.
- 5) 大滝忠夫, 柔道論考, 東京教育大学体育学部, 1972.
- 6) 金丸英吉郎, 講道館柔道修練法, 太陽社出版, 1935.
- 7) 金本賢治, 根上 優, 「嘉納治五郎の精力善用・自他共栄の社会的意味について」, 武道学研究, Vol. 20-2, 1987.
- 8) 嘉納治五郎, 嘉納治五郎著作集, 第二卷, 五月書房, 1983, p. 245.
- 9) 同上, pp. 135-136.
- 10) 同上, p. 267.
- 11) 同上, p. 268.
- 12) 同上, p. 269.
- 13) 同上, pp. 269-270.
- 14) 同上, pp. 271-272.
- 15) 工藤一三, 柔道必携, 審判の巻, 北辰堂, 1953, pp. 10-15.
- 16) 同上, pp. 33-34.
- 17) 工藤一三, 柔道読本, 読売新聞社, 1988, p. 235.
- 18) 同上, p. 237.
- 19) 佐藤儀一郎, 力必達, 柔道, 講道館, Vol. 56, No. 6, p. 2.
- 20) 杉崎 寛, これが講道館柔道だ——名人小谷澄之十段の柔道一代——, あの人この人社, 1986.
- 21) 藤堂良明, 嘉納治五郎の柔道観 (その1), 仙台大学紀要, 1986.
- 22) 富木謙治, 「柔道の技術構成について」, 武道学研究, Vol. 10, No. 2, No. 6, 1977.
- 23) 橋本正次郎, 聖泉遺稿, 茗柏会, 1950.
- 24) 松本芳三, 柔道, Vol. 26-36, Vol. 57-57, 講道館, 1955-1965, 1986-1987.
- 25) 松本芳三, 柔道のコーチング, 大修館書店, 1975.
- 26) 三船久蔵, 工藤一三, 松本芳三, 柔道講座5, 白水社, 1956, p. 88.
- 27) 森下 勇, 村山輝志, 柔道試合審判規定——講道館・警察規定の変遷史——, 学芸出版社, 1973.
- 28) 山本 博, 柔道を憂うる, 柔道, 講道館, Vol. 56, No. 7, p. 2.
- 29) 横山勝彦, 村山輝志, 「講道館柔道試合審判規定からみた柔道の武道性」, 武道学研究, Vol. 16, No. 1, 1984.
- 30) 文部省, 学校保健統計調査報告, 大蔵省印刷局, 1985.
- 31) 講道館, 全柔連, 講道館柔道試合審判規定, 講道館, 1889.
- 32) 国際柔道連盟, 国際柔道連盟試合審判規定, 日本武道館, 全日本学生柔道連盟, 1985.

(1990年11月5日 提出)

(1990年11月14日 受理)